



青森市不妊治療費助成事業のお知らせ

青森市では、不妊治療（生殖補助医療）を受けている方の経済的負担を軽減するため、保険診療の自己負担分の一部について助成を行います。



＜助成対象となる治療＞ ※令和6年4月1日以降に開始した治療が対象です 医療保険が適用となる生殖補助医療（体外受精、顕微授精）

① 体外受精

超音波により卵巣から卵子を採り出し、培養液の中で精子と受精させ（体外受精）、受精卵（胚）が分割した時点で、子宮内に移植（胚移植）する治療法です。

② 顕微授精

卵子を採り出すまでは体外受精と同じように行いますが、顕微鏡により卵子の中に直接精子を注入して受精させる治療法です。

- ※ 男性不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取するための手術）も助成対象に含まれます。
- ※ 一般不妊治療（人工授精等）は対象となりません。
- ※ 保険外診療として受けた生殖補助医療は対象となりません。

＜対象となるかた＞

婚姻関係にある（事実婚含む）夫婦で、次のいずれにも該当するかた

- ① 医療保険適用となっている生殖補助医療（男性不妊治療を含む）を行っていること
- ② 申請時点において、夫婦またはいずれか一方が青森市に住所を有し、居住実態があること
- ③ 夫婦ともに申請時点において本市に対し納付すべき市税等の滞納がないこと
- ④ 同一の治療により他の地方公共団体から同様の助成を受けていない、または受ける予定がないこと

＜助成額＞

1回の治療につき、生殖補助医療に要した治療費の自己負担額（高額療養費および付加給付の額を控除した額）の3分の2に相当する額（百円未満切り捨て）

上限額は5万円です。

◆治療費が高額になる場合は、加入している健康保険組合・協会から事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関へ提示すると、お支払いは自己負担限度額までとなります。

＜申請期限＞

令和7年3月31日 （※期限を過ぎてからの申請はできませんのでご注意ください。）

○青森県の不妊治療費助成制度について

不妊治療費の助成について、令和6年7月頃（詳細な時期未定）から、県の助成制度が開始される予定です。県の助成を受ける場合は、青森市の助成は受けられません。

青森県の助成対象：医療保険適用となる生殖補助医療

青森県の助成額：自己負担額の全額



＜申請に必要なもの＞

- ① 青森市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 医療機関より交付される助成対象治療に係る治療計画書の写し
- ③ 助成対象治療に係る医療機関等の領収書及び医療費明細書の原本
- ④ 健康保険証の写し(治療を受けるかたの分)
- ⑤ 高額療養費支給決定通知書または限度額適用認定証など的高額療養費制度による支給額がわかる書類の写し（支給がある場合のみ）
- ⑥ 付加給付の額を確認できる書類の写し（支給がある場合のみ）
- ⑦ 振込先通帳等の写し
- ⑧ 市税に滞納がないことを証明する書類
（ただし、市税納付状況を市が確認することについて申請者が同意した場合は省略可。）
- ⑨ 申請者の認印
- ⑩ 婚姻関係を確認できる書類

婚姻関係	必要書類
法律婚の場合	【夫婦であることの確認】 ・戸籍の全部事項証明書（ただし、夫婦が同一世帯の場合や、青森市への2回目以降の申請で1回目と申請内容に変更がない場合は省略可）
事実婚の場合	【他に法律上の配偶者がいないことの確認】 (1) 夫婦両人の戸籍の全部事項証明書 (2) 事実婚関係に関する申立書（様式第2号） ※申請ごとに毎回提出が必要です。 ※(2)において、治療の結果出生した子について認知を行う意向があることの確認及び同一世帯でない場合は別世帯になっている理由について確認を行います。

高額療養費、付加給付について

不妊治療費助成金の申請にあたり、高額療養費や付加給付に該当するかどうかは、事前に参加している健康保険組合・協会に確認し、該当する場合は各自で申請してください。

高額療養費や付加給付を受けた場合は、支給額のわかる書類として、これらの通知書等の写しが必要となります。通知書は治療月から数か月後に届きますので、届いてから助成金の申請をしてください。

【お問合せ先・申請窓口】

- 青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ（元気プラザ内）
〒030-0962 青森市佃2丁目19番13号
電話 017-718-2987 FAX 017-718-2951
- 浪岡振興部 健康福祉課（青森市役所浪岡庁舎内）
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1
電話 0172-62-1114 FAX 0172-62-0023

